

農地の汚染拡大の防止、安全な農畜産物の生産のために

～肥料・飼料等の放射性セシウムの暫定許容値を設定しました～

大切な農地を守り、安全な農畜産物を生産するために

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響で、原発周辺県で収集された堆肥原料(家畜排せつ物、落ち葉、わら等)が高濃度の放射性セシウムで汚染されている可能性があります。

汚染された原料でつくられた堆肥等を農地に使用すると、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加する可能性が高くなります。さらに、その農地で生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法の暫定規制値を超える確率が増大します。このため、農地の汚染を拡大しないよう堆肥等の暫定許容値を定めました。

また、稲わら、米ぬか等は飼料や飼料原料として使われることも多く、家畜排せつ物や肥料を経由して農作物に吸収されるだけでなく、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性もあります。このため、食品衛生法の暫定規制値を超えない畜産物を生産するために飼料の暫定許容値を定めました。

耕種農家の皆様へ

 暫定許容値を下回る堆肥・土壌改良資材・培土等を使いましょう。

そのために

- ◆堆肥等を購入する場合は、販売業者等にいつでも・どのように生産・保管されたかについて確認しましょう。
- ◆自ら生産した堆肥等を使う場合は、使った材料や生産時期、保管方法等を確認し、その取扱について県に相談しましょう。

畜産農家の皆様へ

 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。

そのために

- ◆粗飼料を購入する場合は、販売業者等にいつでも・どのように生産・保管されたかについて、確認しましょう。
- ◆配合飼料を購入する場合は、原料管理を含め適切に製造・管理されたものであることを販売業者等に確認しましょう。

堆肥・土壌改良資材・培土

400
ベクレル/kg

放射性セシウムの
暫定許容値

飼料(牛、馬、豚、鶏、うずら用)

300
ベクレル/kg

- ◆稲わら等を刈り取った圃場にそのまますきこむ場合や畜産農家が自分の経営内で生じた家畜排せつ物又は堆肥を自給飼料畑へ使用する場合は暫定許容値の確認は必要ありません。
- ◆東北・関東地域で収集された落ち葉を材料とした腐葉土等の生産や使用をしないようにしてください。
- ◆23年産のわらについては、暫定許容値を下回ることが確認されるまで使用しないようにしてください。

- ◆繁殖牛・育成牛に給与される牧草、飼料作物、わら等の粗飼料で
 - ①自家用に生産された粗飼料
 - ②近隣の市町村内において、耕種農家と畜産農家の契約に基づき、堆肥と交換することにより提供された粗飼料等は、3000ベクレル/kgまで例外的に使用できます。
- ◆めん羊、山羊、鹿は牛に比べて放射性物質が体内に移行する割合が大きいため、東北・関東地域では当面、放牧及び事故後に当該地域で生産された粗飼料の給与をしないようにしてください。詳細は県へご相談下さい。

農林水産省お問い合わせ先(代表:03-3502-8111)

- 堆肥について 消費・安全局農産安全管理課 (内線 4508)
- 土壌改良資材について 生産局農業環境対策課 (内線 4762)
- 培土について 生産局農業生産支援課 (内線 4774)

- 飼料について 消費・安全局畜産安全管理課 (内線 4546)
生産局畜産部畜産振興課 (内線 4925)
- 家畜排せつ物について 生産局畜産部畜産企画課
畜産環境・経営安定対策室 (内線 4890)

農林水産省